

太尾第二学童保育クラブ アルバイト就業規定

第1条 アルバイトを雇入れする場合の給与及び各手当並びに有給休暇は、次のとおりとする。

年数	時給 (※1)	有給休暇 (※1)	手当	お礼 (※1・4・5)
1年目	1,130 円	(※2)	(※3)	なし
2年目	1,130 円	(※2)	(※3)	なし
3年目	1,130 円	(※2)	(※3)	12月・7月
4年目	1,160 円	(※2)	(※3)	12月・7月
5年目以降	1,160 円	(※2)	(※3)	12月・7月

※1 学生は、勤務年数を問わず **1,130 円**とする。また有給及びお礼は支給しない。

賃金改善加算分を含む。(※7)

※2 有給休暇の計算は、下記のとおりとする。

所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務期間						
		6箇月	1年 6箇月	2年 6箇月	3年 6箇月	4年 6箇月	5年 6箇月	6年 6箇月 以上
4日	169日から 216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から 168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から 120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から 72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※一年間の所定労働日数は、週所定労働日数が一定ではない場合に考慮する。

※一日の有給休暇金額は、所定労働時間を勤務した場合の一日の金額とする。

※3 アルバイトへの各手当は以下の通りとする。

● 宿泊手当

アルバイトがキャンプやお泊り保育など宿泊を伴う行事に参加した場合、日当 5,000 円を支給する。

(例) 1泊2日のキャンプに参加した場合、10,000円(2日×日当5,000円)支給する。(日当のみ支給し、時給での支給はしない。)

● アルバイトリーダー手当

以下の業務を行うアルバイトリーダーに時給100円を加算し支給する。

- ✓ 日常のおやつ の考案 (アレルギー対応含) および、調理リーダー
- ✓ 行事関連のおやつ の考案および、調理リーダー
- ✓ 新人アルバイト の教育リーダー

尚、アルバイトリーダーは、主任支援員が推薦し、運営委員にて承認することとする。

※4 3年目以降の者に対してお礼を支払う際の金額

◆適用条件と支給金額 (税別)

上期 (4月～9月) と下期 (10月～翌年3月) のそれぞれ合計6か月間の勤務日数

72日間以上の勤務者	10,000円
48日間以上の勤務者	7,500円
24日間以上の勤務者	5,000円

◆支給月

毎年7月及び12月

上期分 (4月～9月) ⇒御支払月: 12月度

下期分 (10月～翌年3月分) ⇒御支払月: 7月度

※5 特別な配慮を要する児童が在籍する場合、3年目以降の者に対してお礼を支払う際の金額

◆適用条件と支給金額 (税別)

児童一人につき

上期 (4月～9月) と下期 (10月～翌年3月) のそれぞれ合計6か月間の勤務日数

72日間以上の勤務者	3,000円
48日間以上の勤務者	2,250円
24日間以上の勤務者	1,500円

◆支給月

毎年7月及び12月

上期分(4月～9月) ⇒御支払月:12月度

下期分(10月～翌年3月分) ⇒御支払月:7月度

※6 通勤に関して以下条件に適用する場合、交通費代として下記金額を支給致します。

◆適用条件

①自宅から勤務先まで1km以上あること

②月間勤務日数が12日以上勤務していること

◆支給金額:2,000円(税別) / 月

※7 令和4年2月より、賃金改善加算手当分を含むものとする。

期間は横浜市からの補助金支給期間内とする。

◆1年目から3年目 50円分、4年目以降 60円分

付則1. この規定は平成24年10月12日から施行する。

2. 従前のアルバイト規定及びこれに類する一切の規程類は、この規程の施行と同時に廃止する。

3. 改正 平成26年10月1日から適用。

4. 改正 平成28年04月1日から適用。

5. 改正 平成29年10月1日から適用。

6. 改正 平成30年04月1日から適用。

7. 改正 平成30年10月1日から適用。

8. 改正 令和 元年10月1日から適用。

9. 改正 令和 2年04月1日から適用。

10. 改正 令和 3年10月1日から適用。

11. 改正 令和 4年03月11日から適用。

12. 改正 令和 4年10月1日から適用。

以上